

時事新報

明治十八年四月十日
（西曆一千八百八十五年）
第九百三十九號
日曜日休刊

報東東

公報

○内務省通甲第十一號 府縣(沖繩縣を除く)
一戸長以上奉職十一年未滿ノシテ選官セザルハ
現俸給三個月分ヲ給シ其滿十一年以上ニシテ同上ノ者
ハ現俸給四個月分ヲ給ス但自己ノ便宜ニ依リ選官セ
ザル者又ハ職務執行ニ遅ヒタル者ノ諭旨選官及ビ懲戒
ノ事ハ内務省判例ニ依リ選官セザル者ハ給料之ヲ給
ス

一戸長在職中死亡ノ者ハ現俸給三個月分ヲ給ス
右通達候事
明治十八年四月九日 内務卿 伯耆松方正義

○農商務省告示第五號
明治十七年(十二月)第三十號布告西洋形船舶檢査規則
第二條船舶檢査所ノ儀ハ當分左ノ場所ニ設置ス
東京 大坂 函館 神戸
但横濱入港ノ船舶ハ當分東京檢査所ニ於テ管理ス
右告示候事
明治十八年四月九日 農商務卿伯耆松方正義

賞勳紋任

○明治十八年四月七日
勳章四等賜旭日小授章 正五位勳五等 渡 正元
任給事 從六位 春水 義彰
任函館縣稅長 函館縣檢査官 志都長正七位 市來 政胤
任埼玉縣北足立縣郡長 埼玉縣北埼玉 長谷川敬助

時事新報

支那將官ノ罪

本月二日伊藤大使一行が北京ヨリ天津ニ來着セタル
以來支那ノ空權大臣李鴻章與大津ナド、ハ數度面會セ
テ首尾ニシテ談判ノ緒ヲ開キ其運ヒ方モ決シテ通々
ザルモノ、如ク然ルガ故ニ退々兩全權ノ間ニ議定ノ事
辦モアルコトナラント雖モ余ナリ我輩ハ元ト我日本政
府ガ支那政府ニ對シテ要求スル條々ヲ知ラザルガ故ニ
目下天津ノ談判ノ勢ノ如何ニシテ居ランヲ斷ラズ如ク爭
ヒ居ルコトナラント云フ事ニ至テハ毛頭想像ノ及バ所コ
トナラズ然レモ過日來ノ諸報諸風聞ヲ照シ合セテ僅
ク斷断ノ一事項ト云フハ彼ノ實情等ヲ確實スルノ間
難シナリ去年十二月朝鮮京城ノ變亂ニ當リ與我兆有
關光緒等ハ支那兵ヲ率ヒテ大調ニ攻メ入り先ツ我日本
兵ニ向テ攻撃シ同陣ニ在京城ノ支那兵官ニ殺テ下シテ
我日本兵ヲ屠殺セシメタル者ナリ故ニ我々ハ此種高層ナ
ク支那兵官ノ今何處ニ在リテ我々支那政府ニ向テ要求
シタルモノハ支那政府ニ對シテ不始末ヲ確實セヨト
シテ一應ニ備テ居レト云フコトハ多分事實ニ近カラズ
ト雖モ然レモ我輩ガ近日ノ事情ヲ察シ支那
政府ガ支那兵官ニ對シテ要求スルモノハ至
リテ三月十六日支那兵官ガ上層ヲ殺シテ食

世凱等ノ所置ト嘉シ特ニ恩ヲ加フルナドノ沙汰アリ
○實例ヲ始メトシ支那人中ニハ朝鮮事變ニ關シテ
ス者アリ曰ク此變亂ノ際ハ無事ノ日本商人等ガ支那人
ノ手ニ罹リテ非業ノ死ヲ遂ケシハ實ニ氣ノ毒ノ至ナル
ガ故ニコレガ爲メニ幾分ノ給恤金ヲ出スハ支那政府
於テモ異存ナカラント雖モ當時大調ニ攻メ入りテ表
世凱等ノ所爲ヲ咎ムルコトハ決シテ支那政府ノ承諾スル
所ニアラザルナリ何トナレバ第一ニ日本公使ノ所爲
見ルベシ公使ノ身分トシテ兵士ヲ率ヒ自カラ大調ノ内
ニ在リテハ禮法ニ照シテ甚ダ不穩當ナル所爲ト云ハザ
ルヲ得ズ公使既ニ在リテカハラザルノ場所ニ在リテ
故ニ遠ク支那將官ノ侵襲ヲ招致シタルナリ若シ日本政
府ニシテ支那將官ヲ懲責セント欲セバ己先ツ其公使
ヲ懲責スベシ然レ上ニシテ支那政府モ亦表世凱等ニ相當
ノ沙汰ヲ爲スコアルベシト此論論體分支那人中ニ流行
シ居ルモノ、如ク此等種々ノ事情ヲ參考スレバ萬々一
ノ場合ニ處リ天津ノ談判ニ於テ李氏以下斯ル説ヲ持
スルコトナキヤ保護ノ難キヲ以テ我輩ハ念ノ爲メ愛ニ
應日清兩敗敗説ノ甚ダ非ナルヲ辨明スベシ
日本公使ガ兵士率ヒテ大調ニ在リテハ甚ダ不穩當
ナル所爲ナリ公使既ニ在リテカハラザルノ場所ニ在リテ
コレヲ懲責シタル支那將官ト懲責セラレタル日本公使
ト双方共ニ罪アリト論ハ如何ニ支那人ノ説ナレバト
テ餘リニ事實ト道理トヲ辨別セザル言ト云フベシ抑モ
我日本公使ハ當時朝鮮國王ノ請求ニ應ジテ大調ニ至リ
朝鮮國王ノ請求ニ因リテ大調ニ留マリタルモノナリ國
王ニシテ強ク公使ヲ引留ムルコトナカランカ公使ハ直
トナシテ辭別シテ米英使臣等ト一同ニ其公使館ニ歸リタル
コトナラズ然レモ亦同様に危險ナリ若シ我公使ノ事情自
利ノ人ナラントハ唯我兵ヲ以テ我身ヲ衛ルノモノニシテ
國王ノ請求アルモ敢テ往カズ米英使臣ノ請求アルモ敢
テ兵ヲ貸サズ然レモ公使館内ニ龍居シテ他ヲ顧ミザリシ
コトナラズ然レモ我公使ハ義勇勇氣ニ厚シ自カラ我一
身ノ安危ヲ顧ミズ先ツ難ニ赴キテ國王ヲ守護シ傍
兵士ヲ分テ米英ノ公使館事務ヲ維持セシメタリ其高
館厚實ニ山海モ皆ナラズ朝鮮國王ノコレヲ感謝
スルコトナラズ米英ノ使臣モ亦其ニ感謝シテ忘レザル
所ナリコレト如何ア日本公使ハ在リテカハラザル所ニ在
リテ強ク支那將官ノ侵襲ニ遭ヒタルコト云フテ得シヤ好
シ或ハ彼ニ大ニ歩ヲ譲リ支那人ノ言フガハ、我公使
ハ當時實ニ在リテカハラザル所ニ在リタルトモシカモ
唯朝鮮國王ト日本公使トノ間ノ事ニシテ傍ラヨリ他人
ノ事ヲ容レバヤ事コトナラザルナリ愛ニ東京第一ノ美人
アリ時事新報社任ノ請求ニ應ジテ社ノ樓上ニ來リ社主
社員等ト談話談笑シテトシカ西隣具服屋ノ燈頭コ
レヲ闖テ大ニ怒リ新報樓上ハ美人ノ居ルベキ場所ニア

雜報

○官廳彙報 一昨八日檢事に任せられたる春水義彰氏
は六等官相當年俸千八百圓下賜の旨同日仰渡され議事
局長と命せられたり函館縣稅長市來政胤氏は月俸八
十圓と、新潟縣北浦原郡長小倉幸光、埼玉縣北足立新座
郡長長谷川敬助の両氏は月俸六十圓をいづれも一昨八
日下賜の旨仰渡されたり
○諸縣巡迴監獄建築 工部權少技長石橋菊彦氏は一昨
八日明治丸に乗組東北海岸諸縣巡迴并北見國宗谷郡監
獄建築御用として出張仰付られたり
○三角測量 參謀本部の測量局にては今度三角測量
課と内務省より引渡されしに付同課を設置する費額金
は一萬三百二十圓餘の豫算なりと
○水雷火船 海軍水雷局にて今度水雷火船三艘と新
造するといふ
○近衛騎兵の帽服 從來行幸啓の節護衛の近衛騎兵は
通常の黒服に黃の筋と附したるものなりしが來る六月
よりは更に之を改正し其服のオボシの赤色に黃の立筋
と付け帽子は伊國風に倣ひ黒白の毛を以て飾となすよ
しと聞く
○御用木材 木曾山の官林に於て採伐せし數萬本の御
用材の已に木曾川に下せしと以餘は剪伐し止めたる由
○學事聯合會 東京埼玉群馬長野新潟山梨茨木千葉神
奈川静岡一府九縣聯合學事會春季集會は來る十五日頃
より千葉縣下千葉町に於て開く旨にて最學や會員の出
發したる向きありと云ふ
○東京府區議會 一昨八日午後四時四十分開會(議長
沼田)前日に引致さ區廳舍建築費第二次會を開き
半込區役所新築費(一萬一千〇三十七圓)の六拾(藤田)
常任委員は昨日の芝區役所と同しく必要に非ずとして
削減したりと報じ三十六番(渡部)本區の新築と必要と
する理由は日に運事者と異なり抑も同區役所は去一月
類焼に罹りしより狹隘ある寺院の一部を借用し僅一月
間の取扱と爲し居る迄も他に移轉せんとするも之を
充用す可き者無く當時の儘にては尙分事務溢溢し人民

の不便甚かに付是
の補修正を加へ
開會し以て新築せ
られ所は僅に三十
五萬近き區民の事
々今借家せんとす
無き事故願くは是
昨日申す如く地
權と輕減せんとせ
を創設す可きや
者あれば今日の議
議するの心無かる
熱慮無く輕々手
續す可きなり二十
足し又は差掛り爲
番并に六十一番と
公平あり諸君も記
の家屋と推測し官
左れば今日の議
者あれば今之を
可少非常委員ハ
取をも創設したる
て直接の關係と持
要慮するに足らざ
議長(沼田)は發給
す可しと告げしを
更に酒廳議事可き
々議院議事可し
六時五分休會同
八十七圓)と議事
三次會を開く事
費、瓦斯費の第
議定す可しと決し
萬三千五百七十圓
に決し次に區部共
二百九十圓餘)第
は多少の修正説
十五分ありし
○ゴルドン將軍の
墓なき最期と遂か
は熟知する所ある
日、并に十二月十四
アルスレーの許
に其狀頗る切迫なる
十一月四日の賽船
門稅と備へ足下
當城と守り得べき
大佐スターワル氏
事を足下に託す據
り九月十日迄の余
ヤハカルツーム
之別條なく其春卒
居れり九月十日
職せて送りたり足
ふん、余は今に折
ヤに從ハ歐洲人
フアンゴメーは
月の間四方へ使者
べからず何とな
も増る勿き余は
會を得ず何とな
り此地に來らんと
ナムエの路と取
べからず希臘の領
ヤハアヒョウヤの
奪ひ取れり足下